**平成２４年（フ）第５６号**
宮崎県児湯郡新富町大字上富田8787―10、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字日置4955番地８
債務者　長友　文子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４号**
長崎県対馬市厳原町日吉349番地１、前住所長崎県対馬市厳原町曲27番地
債務者　庄司貴和人
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第３１０号**
北海道恵庭市有明町２丁目２番８―102号
債務者　小鷹　　繁
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１０号**
山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南65番地22
債務者　瀧水　　広
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２４年（フ）第２６号**
群馬県高崎市沖町666番地１
債務者　須田　満志
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第４６号**
群馬県高崎市棟高町600番地17
債務者　三井　清吉
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第９号**
埼玉県秩父市大野原678番地10　内田アパート16号
債務者　古川　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２４年（フ）第３０号**
新潟県長岡市関原南１丁目4350番地６
債務者　山本富士美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
新潟県長岡市原町１丁目４番地26、前住所東京都板橋区赤塚１丁目30番25号
債務者　石野　伸也
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第３６号**
新潟県長岡市袋町１丁目甲1081番地33
債務者　上田　勝巳
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２９５６号**
愛知県海部郡蟹江町宝１丁目596番地　船入病院、住民票上の住所愛知県弥富市鯏浦町上六122番地　寿ゞやマンション301
債務者　玉井　勝美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３２５号**
愛知県大府市吉川町１丁目110番地　殿ノ前住宅３棟403号
債務者　泉谷いち子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４６８号**
堺市南区深阪南360番地10　Ａ―７
債務者　山本真千恵（旧姓品山）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７０１号**
大阪府松原市田井城２丁目２番２―813号、前住所大阪府藤井寺市西古室１丁目８番７号
債務者　洸保温こと　辻田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７２８号**
大阪府河内長野市木戸３丁目３番８―506号
債務者　松井　浩和
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７８６号**
大阪府柏原市太平寺２丁目13番６号、前住所大阪府柏原市大県４丁目659番地の２
債務者　山田惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１７８７号**
大阪府柏原市太平寺２丁目13番６号、前住所大阪府柏原市大県４丁目659番地の２
債務者　山田真樹人
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係